



茨 城 県 報

第 1 0 6 9 号

平成11年 6 月24日

木 曜 日

目 次

規 則

(人 事 委 員 会)

ページ

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則を廃止する規則..... 1

告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可申請 (廃棄物対策課) 2

保険薬剤師の登録 (保険課) 3

保険医及び保険薬剤師の登録 (2 件) (保険課) 3

定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) 4

道路の区域の変更 (道路維持課) 4

土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所) 5

(選 挙 管 理 委 員 会)

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数..... 5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 7

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課) 7

都市計画案の縦覧 (36件) (都市計画課) 8

開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) 18

訓 令

茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (女性青少年課) 19

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則を廃止する規則を公布する。

平成11年 6 月24日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 7 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則を廃止する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則 (昭和37年茨城県人事委員会規則第14号) は、廃止

する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年 7 月 1 日から施行する。

(昇給期間の調整に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から平成14年 3 月31日までの間を限り、旧職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則第 3 条の規定による昇給期間の調整については、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第729号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第 8 条第 4 項の規定等により、次のとおり告示する。

平成11年 6 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請の内容及び縦覧場所等

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	日本原子力研究所 理事長 松浦 祥次郎 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号
一般廃棄物処理施設の設置の場所	那珂郡東海村白方白根 2 番地 4
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設 (焼却)
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	可燃物（紙くず，雑芥）
申請年月日	平成11年 6 月 9 日
関係書類の縦覧場所	茨城県生活環境部廃棄物対策課 水戸市笠原町978番 6 東海村役場 那珂郡東海村白方1748 - 1
縦覧期間	平成11年 6 月24日から平成11年 7 月24日まで
縦覧時間	午前 9 時から午後 5 時まで

2 意見書の提出等

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

(1) 提出期限

平成11年 8 月 7 日

(2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課

水戸市笠原町978番 6

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ウ 一般廃棄物処理施設の種類
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見



茨城県告示第730号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
大 越 篤	茨薬 3543	平成11年 6 月10日
白 井 俊 之	茨薬 3544	平成11年 6 月11日



茨城県告示第731号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
小 林 隆 彦	茨医 12330	平成11年 6 月 4 日
村 井 高 志	茨医 12331	平成11年 6 月 9 日
椎 名 逸 雄	茨医 12332	平成11年 6 月 9 日
鬼 沢 仙 一	茨薬 3536	平成11年 6 月 3 日
國 松 眞 澄	茨薬 3537	平成11年 6 月 8 日
金 井 美 貴	茨薬 3538	平成11年 6 月 8 日
小 島 和 代	茨薬 3539	平成11年 6 月 9 日
吉 岡 尉 子	茨薬 3540	平成11年 6 月 9 日
多 田 智 子	茨薬 3541	平成11年 6 月 9 日
倉 持 早 苗	茨薬 3542	平成11年 6 月 7 日



茨城県告示第732号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により，次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名	記 号 番 号	登 録 年 月 日
岩 根 尊	茨医 12337	平成11年 6 月14日
葉 梨 裕 幸	茨医 12338	平成11年 6 月14日
菅 原 卓	茨医 12339	平成11年 6 月14日
藤 島 史 喜	茨医 12340	平成11年 6 月14日
山 田 理 仁	茨医 12341	平成11年 6 月14日
渡 邊 とし子	茨薬 3545	平成11年 6 月10日
梅 田 彩 夏	茨薬 3546	平成11年 6 月14日
太 田 裕一郎	茨薬 3547	平成11年 6 月14日
小 西 都	茨薬 3548	平成11年 6 月14日
高 坂 早 苗	茨薬 3549	平成11年 6 月14日
宮 田 弘 之	茨薬 3550	平成11年 6 月14日
光 永 昭 宏	茨歯 3323	平成11年 6 月14日
向 時 生	茨歯 3324	平成11年 6 月14日

~~~~~

茨城県告示第733号

平成11年 6 月 2 日付けで、菱木上流土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月16日認可した。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第734号

平成11年 6 月 9 日付けで、川根土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成11年 6 月16日認可した。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

~~~~~

茨城県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年 6 月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高岡藤代線

## 3 道路の区域

| 区 間                  | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要   |
|----------------------|------|---------|-------|-------|
| 筑波郡伊奈町大字福原字福原456番から  | 旧    | メートル    | メートル  |       |
|                      |      | 最大 11.0 | 157.8 |       |
| 筑波郡伊奈町大字上島字上島1091番まで | (A)  | 最大 11.0 | 157.8 | 迂回路設置 |
|                      |      | 最小 6.8  |       |       |
|                      | 新    | 最大 20.0 | 166.8 |       |
|                      |      | 最小 9.0  |       |       |

## 茨城県告示第736号

牛堀町から平成11年3月12日付けで認可申請のあった島須地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成11年6月4日適当と決定した。

なお、関係書類をつぎのとおり縦覧に供する。

平成11年6月24日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

## 1 縦覧に供する書類

島須地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成11年6月29日から

平成11年7月27日まで

## 3 縦覧の場所

牛堀町役場

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成11年6月24日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

46,703人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

46,703人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

778,374人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|           |         |
|-----------|---------|
| 水戸市選挙区    | 64,094人 |
| 日立市選挙区    | 55,801人 |
| 土浦市選挙区    | 35,281人 |
| 古河市選挙区    | 15,679人 |
| 石岡市選挙区    | 13,930人 |
| 下館市選挙区    | 17,219人 |
| 結城市選挙区    | 13,966人 |
| 竜ヶ崎市選挙区   | 18,867人 |
| 下妻市選挙区    | 9,365人  |
| 水海道市選挙区   | 11,001人 |
| 常陸太田市選挙区  | 10,621人 |
| 高萩市選挙区    | 9,165人  |
| 北茨城市選挙区   | 13,725人 |
| 笠間市選挙区    | 8,027人  |
| 取手市選挙区    | 22,533人 |
| 岩井市選挙区    | 11,498人 |
| 牛久市選挙区    | 18,779人 |
| つくば市選挙区   | 46,663人 |
| ひたちなか市選挙区 | 39,118人 |
| 東茨城郡南部選挙区 | 30,278人 |
| 東茨城郡北部選挙区 | 7,307人  |
| 西茨城郡選挙区   | 19,279人 |
| 那珂郡選挙区    | 35,446人 |
| 久慈郡選挙区    | 12,841人 |
| 鹿島郡選挙区    | 51,457人 |
| 行方郡選挙区    | 19,402人 |
| 稲敷郡選挙区    | 33,326人 |
| 新治郡選挙区    | 24,746人 |
| 筑波郡選挙区    | 10,863人 |
| 真壁郡選挙区    | 20,975人 |
| 結城郡選挙区    | 14,980人 |
| 猿島郡選挙区    | 35,736人 |
| 北相馬郡選挙区   | 14,388人 |
| 守谷町選挙区    | 12,029人 |

- 5 地方自治法第81条第 1 項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数  
7 7 8 , 3 7 4 人
- 6 地方自治法第86条第 1 項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数  
7 7 8 , 3 7 4 人
- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数  
7 7 8 , 3 7 4 人



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき, 特定非営利活動法人の設立の認証申請について, 次のとおり申請があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

なお, 当該申請に係る同条第 1 項第 1 号, 第 2 項イ, 第 5 号, 第10号及び第11号に掲げる書類は, 平成11年 8 月16 日まで, 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸三の丸 1 丁目 1 番33号すいさん会館 4 F) において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成11年 6 月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 水戸こどもの劇場
- 3 代表者の氏名  
羽根坂 恵美子
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県水戸市見和 1 丁目449番地の 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は, 水戸市及び周辺地区住民に対して, 子どもの夢を育てる文化や芸術の振興と, 豊かな人間性を育む体験活動及び児童文化の研究と, 子どもの自主的な活動を支え子どもの社会参画の支えとなる人材の育成に関する事業を行い, 豊かな人づくりと文化的地域づくりに寄与することを目的とする。



漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第 5 条第 1 項の規定により, 漁船損害等補償法 (昭和27年法律第 28号) 第112条第 1 項の規定により同意を求めるための届出があったので, 同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し, 届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出事項

|                          |     |                                  |
|--------------------------|-----|----------------------------------|
| 発起人の住所及び氏名               | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合 |
| 北茨城市大津町1241<br>鈴木 将之 外2名 | 大 津 | 大津漁業協同組合                         |

## 2 指定漁船調書縦覧

## (1) 縦覧期間

平成11年 6 月24日から平成11年 7 月 8 日まで

## (2) 縦覧場所

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 加入区 | 縦覧場所                        |
| 大 津 | 北茨城市大津町121 - 55<br>大津漁業協同組合 |

## 都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、岩井・境都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

## 用途地域

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 岩井市

## ア 第一種住居地域

## (ア) 削除する部分

岩井市大字岩井字本町，字寮道の各全部

〃 大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字本町西側，字寮道南，字四ツ家，字四ツ家後，字四ツ家裏の各一部

## イ 第二種住居地域

## (ア) 削除する部分

岩井市大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字四ツ家後，字四ツ家裏の各一部

## ウ 近隣商業地域

## (ア) 追加する部分

岩井市大字岩井字愛宕社，字愛宕脇，字本町，字寮道の各全部

〃 大字岩井字四ツ家，字四ツ家後，字四ツ家裏，字本町西側，字寮道南の各一部

## (イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率200%以下

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 岩井市役所建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成11年 6 月24日から平成11年 7 月 8 日まで

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画用途地域の変更に伴い, つくば市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画土地区画整理促進区域(中根・金田台地区)の決定に伴い, つくば市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 同条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地区画整理促進区域(中根・金田台地区)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画土地区画整理促進区域(葛城地区)の決定に伴い, つくば市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 同条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地区画整理促進区域(葛城地区)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画土地区画整理促進区域（上河原崎・中西地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地区画整理促進区域（上河原崎・中西地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画土地区画整理促進区域（島名・福田坪地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地区画整理促進区域（島名・福田坪地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画土地区画整理促進区域（萱丸地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地区画整理促進区域（萱丸地区）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画道路の変更に伴い、つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 ( 3 ・ 4 ・ 46号葛城北線他22路線)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画道路の変更に伴い、谷和原村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 ( 3 ・ 4 ・ 26号伊左衛門新田線)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地域冷暖房施設の変更に伴い、つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

地域冷暖房

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画ごみ運搬用管路の変更に伴い、つくば市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

ごみ運搬用管路

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、つくば市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定に

において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (つくば市公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、つくば市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (つくば市北部公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画下水道の変更に伴い、茎崎町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (茎崎公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (龍ヶ崎市公共下水道)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、龍ヶ崎市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道（第5号都市下水路）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、牛久市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道（牛久市公共下水道）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、牛久市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道（柏田都市下水路）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、利根町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (利根町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

稲敷東南部都市計画下水道の変更に伴い、河内町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (河内町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

稲敷東部台都市計画下水道の変更に伴い、新利根町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道 (新利根町公共下水道)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、水戸市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、常北町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い、那珂町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、水戸市長から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路（3・4・182号 十万原環状線）

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

常北都市計画道路の変更に伴い、常北町長から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 (3・5・8号 大堀線他 1 路線)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

常北都市計画地区計画の変更に伴い、常北町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

地区計画

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画下水道の変更に伴い、那珂町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道 (那珂町公共下水道)

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画用途地域の変更に伴い、阿見町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

用途地域

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画道路の変更に伴い、阿見町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定にお

いて準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
道路 ( 3 ・ 4 ・ 57 寺子・飯倉線他 3 路線)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更に伴い、牛久市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
道路 (3 ・ 4 ・ 47 吉原・報徳線)
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、阿見町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
下水道 (阿見町公共下水道)
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画用途地域の変更に伴い岩瀬町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
用途地域

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画土地区画整理事業の決定に伴い岩瀬町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（羽黒第一土地区画整理事業）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画道路の変更に伴い、岩瀬町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・5・45号 稲荷橋・西小埜線）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、岩瀬町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（岩瀬町公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市下広岡字向山1055番634, 同番635, 同番636

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡小川町大字小川956番

株式会社 ジャパンデリカ

代表取締役 境 弘 治

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡荳崎町荳崎字荳崎下12番, 13番, 15番, 16番, 同町荳崎字永作1808番1, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

牛久市田宮町36番地の2

株式会社 池辺食品

代表取締役 池 辺 恒 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町大字乙子字原畑50番7

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡守谷町けやき台2 - 33 - 9 - B - 201

遠 藤 征 文

遠 藤 正 子

訓 令

茨城県訓令第21号

茨城県教育委員会訓令第7号

茨城県警察本部訓令第12号

茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成11年 6 月24日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県教育委員会委員長 鈴 木 良 朝

茨城県警察本部長 堀 貞 行

茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令

茨城県青少年育成推進本部設置規程〔茨城県訓令第9号
昭和57年茨城県教育委員会訓令第6号
茨城県警察本部訓令第9号〕の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「副知事」を「知事」に改め、同条第3項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 理事兼政策審議監

第 2 条第 3 項第 5 号中「衛生部長」を「保健福祉部長」に改め、同項第10号中「部(局)長」を「部長」に改め、同条第 4 項第 1 号中「福祉部次長」を「知事公室長」に改め、同項第 3 号中「警察本部防犯部長」を「警察本部生活安全部長」に改め、同条第 5 項中第 8 号を削り、同項第 7 号中「衛生部環境衛生課長」を「保健福祉部生活衛生課長」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「衛生部薬務課長」を「保健福祉部薬務課長」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号を削り、同項第 4 号中「福祉部児童福祉課長」を「保健福祉部児童福祉課長」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 保健福祉部厚生総務課長

第 2 条第 5 項第 2 号中「企画部企画調整課長」を「企画部企画課長」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 女性青少年課長

第 2 条第 5 項第12号中「農林水産部農業技術課長」を「農林水産部農政企画課長」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同項第17号中「警察本部防犯部少年課長」を「警察本部生活安全部少年課長」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を削り、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同項第13号中「教育庁企画室長」を「教育庁企画広報室長」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

(14) 教育庁義務教育課長

(15) 教育庁高校教育課長

第 8 条中「茨城県庁議等規程(昭和41年茨城県訓令第14号。以下「規程」という。)」を「茨城県庁議規程(昭和41年茨城県訓令第14号)」に改め、後段を削る。

第 9 条中「福祉部女性青少年課」を「女性青少年課」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)